

資料13－3

諸外国における放送プロミネンスの現状

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG事務局
令和6年3月19日

イギリス「メディア法改正案（プロミネンス関連）」目的・背景

1

目的・背景

- 英国では、地上波テレビ放送において既にプロミネンス制度が存在。BBC One、BBC Two、チャンネル3（ITV含む）、チャンネル4、チャンネル5等が同制度の対象であり、公共サービス放送事業者（Public Service Broadcaster）としての編成義務等と引き換えに、番組表において優先的に表示されている（2003年通信法 第310条）
- リニア放送からオンデマンド配信へ視聴習慣の変化が進んでいる中、**英国の生活や価値観を反映し価値が高いPSBコンテンツがオンライン空間でも優先表示され、視聴者が見つけやすくすることを目的にしたメディア法草案**が、2023年3月、DCMS(文化・メディア・スポーツ省)より公表された
- 草案に対する意見募集を経て、2023年11月、メディア法改正案が英国・下院に提出された。2024年2月現在は上院にて審議中
GOV.UK Draft Media Bill <<https://www.gov.uk/government/publications/draft-media-bill>>
- 2024年2月、英国通信庁（Ofcom）は、メディア法改正案が成立したのちの具体的なアクションを示したロードマップ（下図）を公表

2024		2025		2026		
7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
● DSIT大臣による二次立法	● プラットフォーム指定の原則・手法に関する協議 ● PSB事業者の指定についての協議	● プラットフォーム指定の原則・手法に関する声明 ● PSB事業者の指定方法に関する声明 ● PSB事業者が申請書を提出	● PSB事業者の決定	● プラットフォーム指定に関するDSIT大臣への推奨事項公開 ● DSIT大臣が対象プラットフォームを指定 ● PSB事業者のリスト公開	● 指定プラットフォームリスト公開 ● 「プロミネンスの実施規範」の公開 ● 「業者間の協定に関する指針」の公開	● 「プロミネンスの実施規範」に関する声明 ● 「事業者間の協定に関する指針」に関する声明

出典：Ofcom Media Bill: Ofcom's roadmap to regulation 26 February 2024

<<https://www.ofcom.org.uk/tv-radio-and-on-demand/information-for-industry/media-bill-roadmap-to-regulation>>

法案の概要

- 審議中のメディア法案では、インターネットに接続して利用するテレビ端末等で提供される「**規制テレビジョン選択サービス**」において、BBC等の放送事業者が提供する「指定インターネット番組サービス」に対し、**適切な程度の顕著性を与えること**とされている
- Ofcomは今後、規制テレビジョン選択サービス提供者と放送事業者の間に締結する顕著性に関する**協定に盛り込むべき事項を示した指針**と、規制テレビジョン選択サービス提供者が果たすべき**顕著性に関する実施規範**等を作成、公表する予定

362AA 「インターネット番組サービス」の指定	● 「 指定インターネット番組サービス （DIPS：designated internet programme service）」とは、BBCやBBC以外の公共サービス放送事業者(Public Service Broadcaster：S4C、ITV、C4C、Channel5)が提供するもので、PSBに課せられた任務（公共利益を目的として、報道、地域、文化、教育等の番組を提供すること）の履行に大きく貢献するものとして、Ofcomが指定するもの。
362AE 「テレビジョン選択サービス」の意味	● 「 テレビジョン選択サービス 」とは、インターネットを利用して提供され、「インターネットテレビジョン機器」に関連して提供されるサービス等であって、利用者が、これらのサービスやサービスによって提供される番組を選択・アクセスできるようにするもの。 ● 「 インターネットテレビジョン機器 」とは、DSIT大臣の制定した規則に定める機器または機器の組み合わせをいう。
362AF 「規制テレビジョン選択サービス」の意味	● 「 規制テレビジョン選択サービス （RTSS：regulated television selection service）」とは、DSIT大臣が制定する規則により当分の間指定されるもの。但し、規則に定める数以上の英国の相当数の公衆に利用されていること。
362AI サービス一覧	● Ofcomは、「指定インターネット番組サービス」と、「規制テレビジョン選択サービス」及びその提供者の最新の一覧を作成・維持し、ウェブサイトに掲載しなければならない。
362AK マストキャリー義務	● 規制テレビジョン選択サービスの提供者は、「指定インターネット番組サービス」を「規制テレビジョン選択サービス」に含めるため、指定インターネット番組サービスの提供者と協定を締結し、維持しなければならない。
362AL 協定の目的に関する指針	● Ofcomは、指定インターネット番組サービスの提供者及び規制テレビジョン選択サービスの提供者が、「 協定の目的に従ってどのように行動するかについての指針 」を作成し、公表しなければならない。Ofcomは、指針を作成する前に、DSIT大臣およびその他の適当と考える者と協議しなければならない。
362AM 「協定の目的」の意味	● 「協定の目的」は、「指定インターネット番組サービス」が、「規制テレビジョン選択サービス」の中で適切な程度の顕著性を与えられること。協定は、利用者がインターネット番組サービスや番組を選択する方法において、規制テレビジョン選択サービスの提供者が、革新をなし得る方法を不当に制限しないこと。
362AO 「規制テレビジョン選択サービス」に関する義務	● 規制テレビジョン選択サービスの提供者は、そのサービスに含まれる「指定インターネット番組サービス」それぞれに適切な程度の顕著性を与えなければならない。 但し、英国のすべての地域との関係において、「指定インターネット番組サービス」が目立つように、また同じ程度目立つようにすることを要求するものではない。
362AP 「実施規範」	● Ofcomは、規制テレビジョン選択サービスの提供者が、362AOの義務を履行するために、 利用者に対しインターネット番組サービスを提示する方法として推奨する行為を示した「実施規範」 を発行しなければならない。
362AR 「実施規範」の発行	● Ofcomは、実施規範を発行する前に、 規範の草案を公表しなければならない。 草案について、DSIT大臣、公共サービス放送事業者、規制されるテレビジョン選択サービスを代表する者等と協議しなければならない。

※ 表は、審議中の「**メディア法案（パート2:テレビジョン選択サービスにおける顕著性）**」における主要な条文を事務局にて意識したもの

目的・背景

- 2022年12月、豪州政府・DITRDCA（インフラ・運輸・地方開発・通信・芸術省）が、「コネクテッドTVに関するプロミネンスフレームワーク提案書」を公表
- プロミネンスフレームワークは、コネクテッドTV上で自国のTVサービスを容易に見つけられるようにすることで、オーストラリアの公共・文化的生活の維持に貢献することを目的としたもの
- 提案書に対する意見募集を経て、2023年11月、議会に「プロミネンスおよびサイフォン防止に関する通信法改正案」が提出され、現在審議中

出典：豪州議会 <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r7132>

法案の概要

- 法案では、「規制テレビサービス」が、「規制テレビ装置」の主要なインターフェース上において、他のアプリと同一の領域に、他のアプリと同様のサイズ・形状で配置されなければならないとされ、最低限の顕著性要件を満たしていない場合、オーストラリア国内で当該装置を供給してはならないとされている

130ZZF この章の概要	● この章は、特定の放送サービスおよびビデオオンデマンド放送サービス(規制テレビサービスと呼ばれる)のアクセシビリティおよび顕著な表示を、テレビ視聴用に設計された装置(規制テレビ装置と呼ばれる)上で規制するための枠組みを設定する。 A) 当該装置が規制テレビサービスに関する最低限の顕著性要件に適合していない場合は、オーストラリアで当該装置を供給してはならない。 B) 当該装置が供給された後もこれらの要件に適合し続けることを保証しなければならない。 C) これらの要件に適合する装置に関して、規制テレビサービス・プロバイダーに料金を請求してはならない。 D) 規制テレビサービスにより提供される視聴覚コンテンツが改変され又は妨害されないことを確保するために合理的な措置をとらなければならない。この規則には例外がある。 ● これらの規則に違反した者は民事罰を科される可能性がある。 ● 規制テレビサービスには、国営テレビ放送サービス、商業テレビ放送サービス、コミュニティテレビ放送サービス、および一般に無料で提供される特定のビデオオンデマンド放送サービスが含まれる。規制は、規制されたテレビサービスのための最低限の顕著性要件を規定してもよい。
130ZZG 目的	● 本章の目的は、以下の目的で、オーストラリア全土の視聴者が無料放送のテレビコンテンツにアクセスできるようにすることである。 A) 公開討論および民主的意思決定に関連する問題または出来事をオーストラリア国民に知らせることによって、オーストラリアの代表民主主義を支援すること。 B) オーストラリア全土の視聴者が、地方、地域、全国レベルで公共的意義のあるコンテンツにアクセスできるようにする。 C) エスニック、アボリジニ、トレス海峡諸島民のコミュニティを含む、オーストラリアの多文化社会のコミュニケーション・ニーズを満たすことに貢献する。
130ZZI 規制テレビ装置	● 「規制テレビ装置」とは、インターネットに接続し、VODの放送サービスへのアクセスや、視聴覚コンテンツの視聴を容易にすることを主たる目的として設計された装置をいう。
130ZZJ 規制テレビサービス	● 「規制テレビサービス」とは、豪州放送協会(ABC)、特別放送サービス協会(SBS)、商業テレビ放送免許事業者、コミュニティテレビ放送事業者等が提供する放送サービスやVODサービスをいう。
130ZZL 主要ユーザーインターフェース	● 「主要ユーザーインターフェース」とは、装置のホーム画面またはメイン画面や、放送用VODサービスにアクセスするために最も一般的に使用されるメイン・インターフェース ● 規制されたテレビ装置の主要ユーザーインターフェースには、その装置の補助的なハードウェアまたは装置は含まれない
130ZZN 最低限の顕著性要件への適合	● 「規制テレビ装置」は、最低限の顕著性要件に適合しなければならない。当該装置が、規制対象テレビサービス事業者によって提供される規制テレビサービスの最低限の顕著性要件に適合していない場合、規制テレビ装置を供給してはならない

※表は、審議中の通信法改正案(第9E章:プロミネンスフレームワーク)における主要な条文を事務局にて意識したもの

- 2024年2月、豪州政府が、審議中の通信法改正案の審議に役立てる目的で、関連規則「プロミネンス規則案」を公表
出典：豪州政府・DITRDCA（インフラ・運輸・地方開発・通信・芸術省）
<<https://minister.infrastructure.gov.au/rowland/media-release/exposure-draft-prominence-regulations-released>>

規則案の概要

- 規則案は、「規制テレビ装置」において、「ビデオオンデマンド放送サービス（アプリ）」を目立たせるため、**主要ユーザーインターフェース上かつ他のアプリと同一の領域に、他のアプリと同様のサイズ・形状で配置すること**を最低限の顕著性要件として定めている

5 本章の目的	● 本章は、(a)法第130ZZO条（※規則による最低限の顕著性要件の規定）を目的として作成される。(b)規制テレビ装置が適合しなければならない最低限の目立つ要件を規定する。 ● 注1：法第130ZZN条(1)および(2)に基づき、規制テレビ装置の製造事業者または製造事業者の関連団体は、以下の場合、民事罰の責任を負う可能性がある ● (a) 当該装置を供給し、当該装置が本章に規定される最低限の顕著性要件に適合しない場合。 ● (b) 当該装置が供給された後も引き続き当該要件に適合することを確保するための合理的な手段を講じない場合。
6 最低限の顕著性要件	● 規制テレビ装置(以下、装置)は、規制テレビサービスであるビデオオンデマンド放送サービス(a broadcasting video on demand service以下、当該アプリ)等に関し、以下の要件に従わなければならない ● (a)当該アプリが、装置に予めインストールされているか、ネット接続時にインストールされること ● (b)当該アプリは、放送事業者等により、更新が可能であること ● (c)当該アプリは、装置の主要ユーザーインターフェース上に表示されなければならない ● (d)当該アプリは、他のアプリと同様のサイズおよび形状でなければならない ● (e)当該アプリは、主要ユーザーインターフェース上の他のアプリと同一の領域に配置されなければならない
7特定の機器に関する最低限の顕著性要件の追加	● (1)本条は、規制テレビ装置に関し、その装置が以下の規制テレビサービスであるリニアテレビジョン放送サービス(linear television broadcasting services 以下、当該サービス)を受信できる場合に適用される ● (2)リニアテレビジョン放送サービス(以下、当該サービス)に関する特定の装置に対する追加的な最低限の顕著性要件 ● (b)当該サービスは、論理チャンネル番号を使用して、装置上で識別され、アクセス可能でなければならない ● (c)ユーザーは、単一のアイコンまたは視覚的表現を選択することにより、装置上の当該各サービスにアクセスできなければならない ● (e)単一のアイコンまたは視覚的表現は、主要ユーザーインターフェースの他のアプリと同様のサイズおよび形状でなければならない ● (3)装置上に電子番組ガイド(以下、番組表)がある場合、以下の要件に従わなければならない ● (a)装置において、番組表に容易にアクセス可能であること ● (c)当該サービスは、チャンネル番号で、番組表上で識別されなければならない ● (d)番組表で番組を選択することで当該サービスの番組を視聴できなければならない

目的・背景（「公共的価値法令」前文）

- コンテンツを提供する上で、特にオンラインでは、見つけやすさがますます重要になってきている。提供するコンテンツが量的に多様化しているため、たとえばコスト高なジャーナリズムの提供では、事業の継続に必要な注目を集めることがますます難しくなっている。
- メディア州間協定に規定されている、**世論形成に特に関連する特定のコンテンツをユーザーインターフェース上で見つけやすくする仕組みは、多様性を強化し、見つけやすさの重要性が高まっていることを考慮することを目的**としている。受信者には直接的な個人的利益があり、それは全体としての世論形成にも影響を与える。見つけやすさは、世論形成に関連するコンテンツを提供する既存のプレイヤーを奨励し、また他のプロバイダーにとってもこの取組が興味深いものになるはずである。

制度の概要

メディア州間協定

- 2020年11月、「放送州間協定」に代わり、「メディア州間協定（[Medienstaatsvertrag \(MStV\)](#)）」が発効。放送の定義を「電波」から「電気通信」を用いるものと変更し、従来の放送（リニアサービス）とテレメディア（ノンリニアサービス）に関する規制に加え、メディアプラットフォームやユーザーインターフェース等に関する新たな規制を設け、デジタル時代のメディア環境の中で意見の多様性を保障することを目的としている。
- 第84条（UIにおけるファインダビリティ）にて、「放送」や「放送に類するテレメディア」等の見つけやすさ等を規定

放送：公衆に向け同時受信用にジャーナリズム的・編集を経て制作された動画又は音声の提供物を放送計画に従って電気通信を用いて提供・送信すること。

テレメディア：次の3つを除くあらゆる電子情報・コミュニケーションサービス ① 主たるサービス内容がテレコミュニケーション・ネットワークを介した信号の送受信であるサービス、

② 電話の特別ナンバーのような、「テレコミュニケーションに依拠するサービス」、③ 「リニア情報・コミュニケーションサービス」と定義される「放送」

放送に類するテレメディア：ラジオまたはテレビに形式およびデザインが類似し、プロバイダが定義したカタログからユーザーが選択した時間に個別に取得できるコンテンツを有するテレメディア

メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令

- 2021年3月、「メディア州間協定」第84条第8項等に基づく「メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令（[Satzung zu Medienplattformen und Benutzeroberflächen](#)）」が発効。
- メディアプラットフォームおよびユーザーインターフェースに関する「メディア州間協定」の法的規定の実体上および手続き上の具体化に関する詳細を規定。意見の多様性（提供物と提供者の多様性）を積極的に保護する役割を果たすことを目的

メディアプラットフォーム：放送、放送に類するテレメディア、またはテレメディアやこれらを制御するソフトウェアベースのアプリを組み合わせた、プロバイダが決定する全体的な提供を形成するテレメディア

公共的価値法令

- 2021年6月、「メディア州間協定」第84条第8項等に基づく「公共的価値法令（[Public-Value-Satzung](#)）」が発効
- プロミネンスの対象となることを希望する事業者の申請に係る所要の手続き等を規定

- 2020年11月、「放送州間協定」に代わり、「メディア州間協定（[Medienstaatsvertrag \(MStV\)](#)）」が発効。放送の定義を「電波」から「電気通信」を用いるものと変更し、従来の放送（リニアサービス）とテレメディア（ノンリニアサービス）に関する規制に加え、メディアプラットフォームやユーザーインターフェース等に関する新たな規制を設け、デジタル時代のメディア環境の中で意見の多様性を保障することを目的としている。
- 第84条（ユーザーインターフェースにおけるファインダビリティ）にて、「放送」や「放送に類するテレメディア」等の見つけやすさ等を規定

メディア州間協定

※ 表は、「メディア州間協定」における主要な条文の主要な部分を事務局にて意訳したもの

第2条 定義	● 第2項第14号「メディアプラットフォーム」とは、放送、放送に類するテレメディア、またはテレメディアやこれらを制御するソフトウェアベースのアプリを組み合わせた、プロバイダが決定する全体的な提供を形成するテレメディア ● 第2項第15号「ユーザーインターフェース」とは、「メディアプラットフォーム」の提供物またはコンテンツの概要をテキスト、視覚又は音響で提供するテレメディアであり、放送、放送に類するテレメディア、またはテレメディアやこれらを制御するソフトウェアベースのアプリの選択を可能とするもの。								
第84条 ユーザーインターフェースにおけるファインダビリティ	● 第1項 UIが、「放送」、「放送に類するテレメディア」やこれらを「制御するアプリ」を伝達するものである場合、以下の規定を適用。 ● 第2項 UIにおいて、見つけやすさ、配置、表示において異なる扱いを受けてはならない。検索性が不当に妨げられてはならない。 ● 第3項 UIで提供される放送等は、ホーム画面等のファーストビューにおいて、放送全体を見つけやすくしなければならない。公共放送の番組や、ドイツにおける意見の多様性等に寄与する民放の放送番組等を見つけやすくしなければならない。 ● 第4項 ARDの一部である公共放送の共同テレメディア、ZDFとDeutschlandradioのテレメディア、またはそれに相当する放送に類するテレメディア等は、放送に類するテレメディアまたはそれらを直接制御する役割を果たすソフトウェアベースのアプリケーションの提示の文脈で容易に見つけられなければならない。 ● 第5項第3項第2文、第4項における民間の放送番組およびテレメディアのコンテンツは、以下の基準で、3年間、州メディア監督機関により決定され、リストで公表される <table border="1"> <tr> <td>1.政治的・歴史的事件に関する報道の割合</td><td>5.番組制作に携わる社員と研修生の比率</td></tr> <tr> <td>2.地域や地方の情報に割かれる時間の割合</td><td>6.ヨーロッパ作品の割合</td></tr> <tr> <td>3.自社制作と外部制作の番組内容の比率</td><td>7.若いターゲットグループ向けの番組の割合</td></tr> <tr> <td>4.アクセスしやすい番組の割合</td><td></td></tr> </table> ● 第6項 コンテンツ等の並べ替えまたは配置は、利用者によって容易かつ恒久的にカスタマイズ可能でなければならない。 ● 第7項第2項並びに第3項、第4項及び第6項は、その後の実装が技術的に不可能であるか、または不相応な努力によってのみ可能であることを提供者が証明した場合、適用されない。 ● 第8項第2～第7項の詳細は、州メディア監督機関のガイドライン等によって規定される	1.政治的・歴史的事件に関する報道の割合	5.番組制作に携わる社員と研修生の比率	2.地域や地方の情報に割かれる時間の割合	6.ヨーロッパ作品の割合	3.自社制作と外部制作の番組内容の比率	7.若いターゲットグループ向けの番組の割合	4.アクセスしやすい番組の割合	
1.政治的・歴史的事件に関する報道の割合	5.番組制作に携わる社員と研修生の比率								
2.地域や地方の情報に割かれる時間の割合	6.ヨーロッパ作品の割合								
3.自社制作と外部制作の番組内容の比率	7.若いターゲットグループ向けの番組の割合								
4.アクセスしやすい番組の割合									

放送：公衆に向け同時受信用にジャーナリズム的・編集を経て制作された動画又は音声の提供物を放送計画に従って電気通信をも用いて提供・送信すること。

テレメディア：次の3つを除くあらゆる電子情報・コミュニケーションサービス ① 主たるサービス内容がテレコミュニケーション・ネットワークを介した信号の送受信であるサービス、

② 電話の特別ナンバーのような、「テレコミュニケーションに依拠するサービス」、③ 「リニア情報・コミュニケーションサービス」と定義される「放送」

放送に類するテレメディア：ラジオまたはテレビに形式およびデザインが類似し、プロバイダが定義したカタログからユーザーが選択した時間に個別に取得できるコンテンツを有するテレメディア

メディアプラットフォーム：放送、放送に類するテレメディア、またはテレメディアやこれらを制御するソフトウェアベースのアプリを組み合わせた、プロバイダが決定する全体的な提供を形成するテレメディア

- 2021年3月、「メディア州間協定」第84条第8項等に基づく「メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令（[Satzung zu Medienplattformen und Benutzeroberflächen](#)）」が発効。
- メディアプラットフォームおよびユーザーインターフェースに関するメディア州間協定の法的規定の実体上および手続き上の具体化に関する詳細を規定し、意見の多様性（提供物と提供者の多様性）を積極的に保護する役割を果たすことを目的

メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令

第1条 目的、適用範囲	● 第1項 本法令は、メディアプラットフォームおよびユーザーインターフェースに関するメディア州間協定の法的規定の実体上および手続き上の具体化に関する詳細を規定する。これは意見の多様性（提供物と提供者の多様性）を積極的に保護する役割を果たす。
第10条 ユーザーインターフェースにおけるファイダビリティ	● 第3項 機会均等かつ非差別的に、提供物（個々の放送番組や放送に類するテレメディア、これらを制御するアプリ等）を見つけることが可能でなければならない。不平等な扱いが許されるのは、多様性を確保するという目的に反しない、検証可能な客観的理由がある場合に限られる。アルファベット順、情報・教育・文化・地域・娯楽等のジャンルによる並べ替え等は許容される。 ユーザーインターフェースのプロバイダーは、使用された基準及びその根拠となる情報の詳細を提供することにより、基準が検証可能であり、遵守されていることを州メディア監督機関に証明しなければならない。原則として、以下のことは許されない。 1. 支払又は類似の対価に影響される選別または取り決め 2. 利用料が支払われている場合を除き、ユーザーインターフェイスプロバイダー独自の提供物やコンテンツの優先順位付け ● 第4項 ユーザーインターフェースは、全提供物の中から特定の提供物を検索する機能を提供しなければならない。検索結果は、オートコンプリート機能などによる検索プロセス中の検索候補を含め、差別的であってはならない。 ● 第5項 ユーザーインターフェースにおける提供物は、例えば前面に表示されていたり、独立したボタンなどで強調されていると、シンプルかつ迅速に見つけやすくなる。個々のケースにおいて、どのように見つけやすさを確保するかは、ユーザーインターフェースの種類、範囲、デザイン、および提供物やコンテンツの具体的なイラストやその他の表示によって異なる。原則として、対応する提供物が他の提供物と同様に簡単かつ迅速に見つけられることは必要であるが、それだけでは十分ではない。 ● 第6項 ホーム画面等の最初の選択段階では、放送番組のみが選択可能な場合を除き、放送全体を見つけやすくしなければならない。中間ステップなしに一般的には1回の操作でアクセスできなければならない。 ● 第7項 デフォルトの設定にかかわらず、ユーザーが提供物等を簡単かつ迅速に並べ替え・整理できなければならない（お気に入りリストの使用など）。 ● 第8項第4～第7項は、ユーザーインターフェースの提供者が、実装が技術的に不可能であること、又は著しく不釣り合いな労力であることを証明する場合には、適用されない。

※ 表は、「メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令」における主要な条文の主要な部分を事務局にて意識したもの

- 2021年6月、「メディア州間協定」第84条第8項等に基づく「公共的価値法令（[Public-Value-Satzung](#)）」が発効
- プロミネンスの対象となることを希望する事業者の申請に係る所要の手続き等を規定。

公共的価値法令

前文	● 特にオンラインでは、コンテンツの見つけやすさがますます重要になってきている。コンテンツの多様性が増しているため、例えば高コストなジャーナリズムの提供においては、事業の継続に必要な注目を集めることがますます難しくなっている。 ● メディア州間協定に規定されている、世論形成に関連する特定のコンテンツをユーザーインターフェース上で見つけやすくする仕組みは、多様性を強化し、見つけやすさの重要性を高めることを目的としている。
第1条 目的	● メディア州間協定第84条第5項に従い、州メディア監督機関は、第84条第3項第2文及び第4項に規定される意味における提供物の提供者を決定する。
第2条 申請資格	● 第1号 メディア州間協定84条3項2文に従い、民間放送事業者が提供する放送サービスであって、ドイツにおける意見および提供の多様性に特に寄与するもの。 ● 第2号 メディア州間協定84条4項に従い、同等の放送に類するテレメディアの提供、または同協定2条2項14号（b）に従い、ドイツにおける意見および提供の多様性に特に貢献する提供、またはそれらを直接制御する役割を果たすソフトウェアベースのアプリケーション。
第7条 決定基準	● 第84条第5項に基づく提供物の決定には、第84条第3項第2文および第4項に規定される基準のみを考慮するものとする。メディア州間協定における定義に従うことを条件として、以下のものは以下とみなされる。 ・ 第1項 政治的または歴史的出来事に関する報道とは、番組全体との関連において、世論の形成に関連する政治的および歴史的出来事分野を可能な限り完全に横断的に表し、実際の出来事の報道に焦点を当てたジャーナリスティックな編集内容の提供をいう。 ・ 第2項 メディア州間協定第2条第2項第25号にいう地域的・地方的情報であって、文化的に関連し、地理的に定義された地域との関連性が明確なもの。 ・ 第3項 自社制作物とは、番組の制作および編集の全部または大部分が、コンテンツに責任を持つ提供者によって、自社の制作資源で行われ、資金が提供されるか、または相応のジャーナリズム的および編集的影響力をもって制作されるものをいう。（以下略） ・ 第4項 バリアフリーの提供物とは、障害者にとって一般的な方法で、それぞれの技術水準に従い、必要な補助具を使用して、特別な困難なく、原則として外部の助けを借りずに、アクセス可能で利用可能なものをいう。 ・ 第5項 訓練を受けた従業員とは、番組制作におけるジャーナリズムもしくはメディア技術的業務に適切な専門的な訓練又は研究の過程を修了した者、または5年以上の職業経験を有する者をいう。従属的な補助業務は含まれない。 ・ 第6項 メディア州間協定第77条に基づく欧州作品に関する州メディア監督機関の共同法令第3条第4項に定義される欧州作品。 ・ 第7項 若年層向け番組とは、明らかに29歳までの子供または若年成人を対象とした番組である。（以下略）

※ 表は、「公共的価値法令」における主要な条文の主要な部分を事務局にて意識したもの

公共的価値リスト

- 2022年9月、公共的価値リストと推奨表示順が公表

出典：ドイツ州メディア監督機関連盟 <<https://www.die-medienanstalten.de/public-value>>

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. ARD | 4. SAT.1 |
| 2. ZDF | 5. Prosieben |
| 3. RTL Television | ... 以下41番まで |

- ※ RTL Television：ドイツの商業放送で欧州12か国でも放送
- ※ SAT.1：ドイツの商業放送で様々な出版社の合併会社としてスタート
- ※ Prosieben：ドイツの商業衛星放送でヨーロッパ3か国でも放送